

1 公園の概要

(1)公園緑地のストック

1,231箇所、約735haの様々な種別の公園を設置している。

表1 公園種別一覧

公園種別	住区基幹公園				都市基幹公園			特殊公園					都市林	緑道	都市緑地	合計
	街区公園	近隣公園	地区公園	小計	総合公園	運動公園	小計	風致公園	植物園	広場公園	墓園	小計				
箇所数	981	34	6	1,021	4	2	6	1	1	1	2	5	65	20	114	1,231
面積(ha)	119.86	60.44	28.36	208.65	196.88	84.71	281.59	12.98	1.24	0.11	80.97	95.29	88.95	8.68	52.12	735.29

(2)公園緑地の推移

直近10箇年でも約150箇所の公園が増えている。



(3)多種多様な施設の管理

滑り台、ブランコ、ベンチ、トイレ、プール、競技場など、約2万7千施設を管理している。

表2 施設一覧

	遊戯施設 (ブランコ、滑り台 など遊具)	園路広場 (ダスト広場、コンク リート舗装など)	運動施設 (野球場、テニスコ ートなど)	便益施設 (便所、時計台、水 飲場など)	管理施設 (柵、管理事務所、 照明施設など)	修景施設 (噴水など)	休養施設 (ベンチ、野外卓な ど)	教養施設 (野鳥観察所、野 音楽堂など)	合計
施設数	4,102	5,303	320	1,413	12,570	584	2,537	56	26,885

(4)国の動向

国は、インフラの老朽化が急速に進行する中、「**インフラ長寿命化基本計画**」を策定し、その考え方に基づく取組を地方公共団体に求めている。

- 平成24年4月に、「**公園施設長寿命化策定指針(案)**」を策定
- 平成26年に、地方公共団体における「公園施設長寿命化計画」に基づき、**適切に維持管理されている公園施設の改築を支援する交付金制度**を創設

(5)市の動き

本市においても、「**かわさき資産マネジメントカルテ**」を策定し、3つの戦略の1つとして「**施設の長寿命化**」を位置づけている。

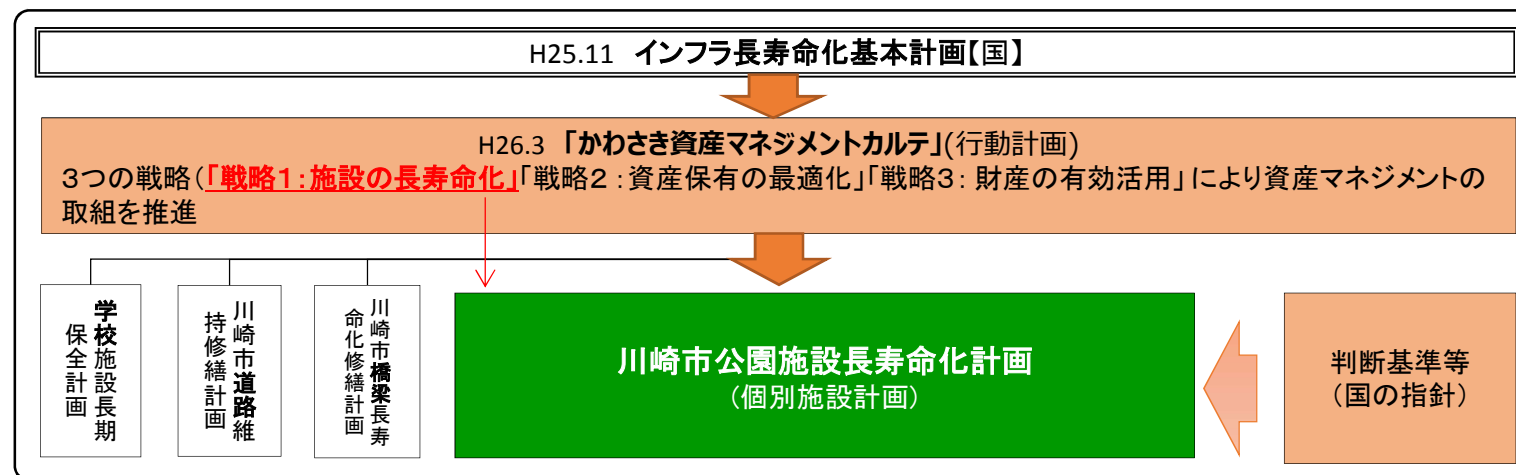


図2 川崎市公園施設長寿命化計画の位置づけ

2 公園施設の現状

(1)施設の劣化判定

約2万7千施設のうち、**遊具4,102基**については国の規準に基づく**専門家による点検**により、**1,996基**の補修・更新が必要となった。また、**遊具以外の施設**についても、調査により**1,366施設**の補修・更新が必要である。

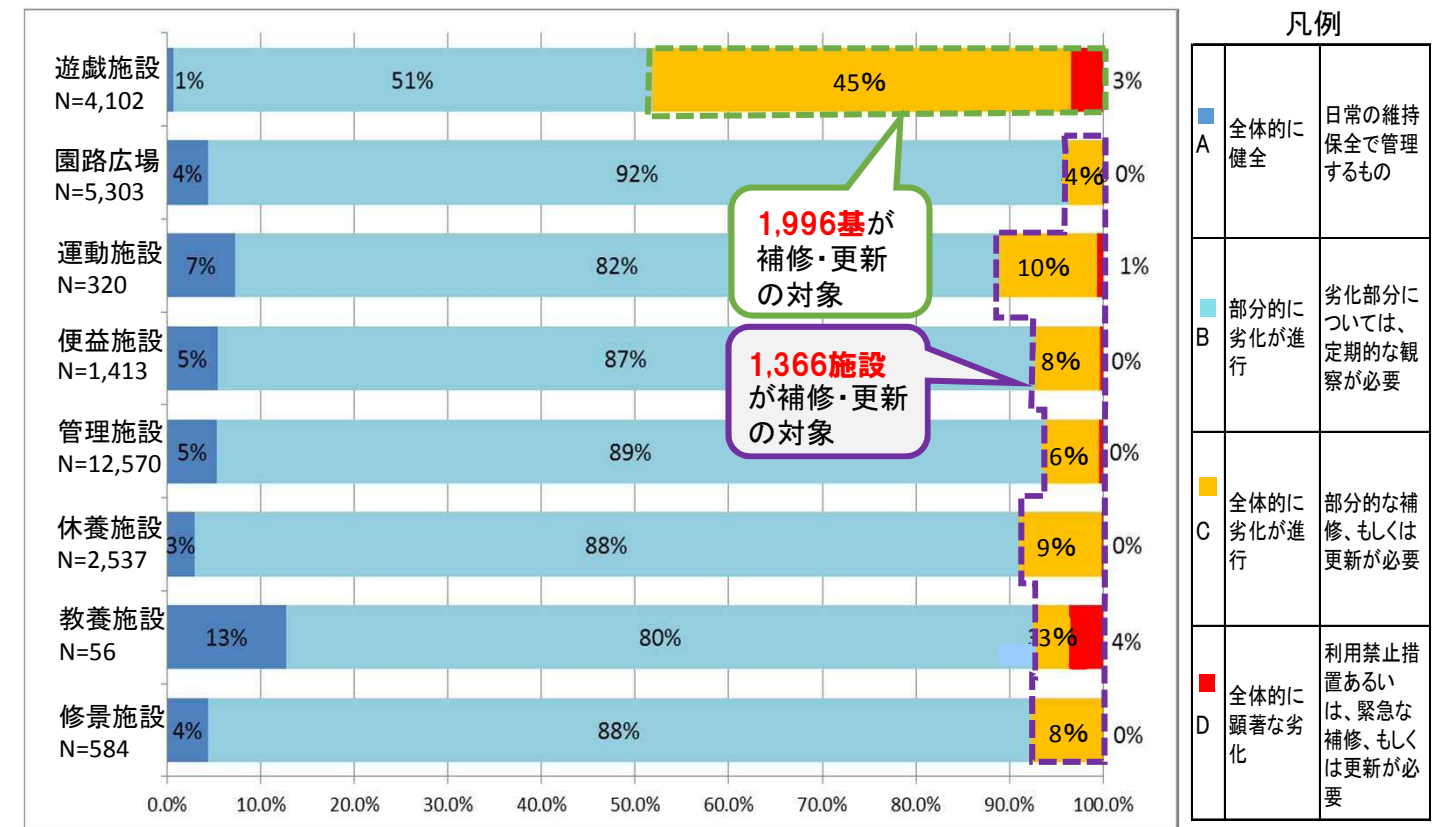


図3 公園施設の劣化判定



図4 施設の劣化状況及び現状

3 課題

- 今後多くの施設の更新時期が集中し、その後も継続して更新の必要が生じる。
- 老朽化し、補修・更新の必要な施設が3,362施設にのぼるため、計画的に取り組む必要がある。
- 遊具については、劣化判定の悪い施設が半数を占めており、早急に取り組む必要がある。

川崎市公園施設長寿命化計画(平成28年3月策定)について

4 計画策定の目的 更新時期を迎える公園施設について、**安全確保と機能保全を図るとともに、維持管理費の縮減や平準化を図る。**

5 計画期間と対象施設 計画期間：平成28年度～37年度(10箇年)
対象施設：全ての公園施設

6 基本的な考え方 (1) **点検体制の構築**とその**履歴の見える化**により、公園施設の**安全・安心**な利用を実現する。
(2) 計画的な**補修・更新**による**効率的・効果的な管理**により、公園施設の適切な管理を行う。
(3) **遊具**は、劣化判定の悪い施設が半数を占めていることから、**優先的な対策**を進める。

7 具体的な取組

取組(1) 点検体制の構築とその履歴の見える化

①日常点検・定期点検の実施

職員、委託業者により確実な点検を行う。また、管理運営協議会等から異常箇所の連絡を受ける。

表3 点検体制

点検	対象施設	頻度	内容と方法	実施者
日常点検	全施設	年2回以上実施	職員が、目視、触診により、施設の異常の有無を確認する。	職員
定期点検	遊具、建築物等	遊具は2年に1回、建築物等は5年に1回	専門家が、打診、計測等により、構造上重要な部位等の劣化を確認する。	委託業者



図5 点検体制イメージ

②点検履歴を蓄積するシステムの構築 (H28.4~)

点検結果等について、「川崎市統合型地図情報システム」に蓄積し、維持管理の履歴の見える化を行う。

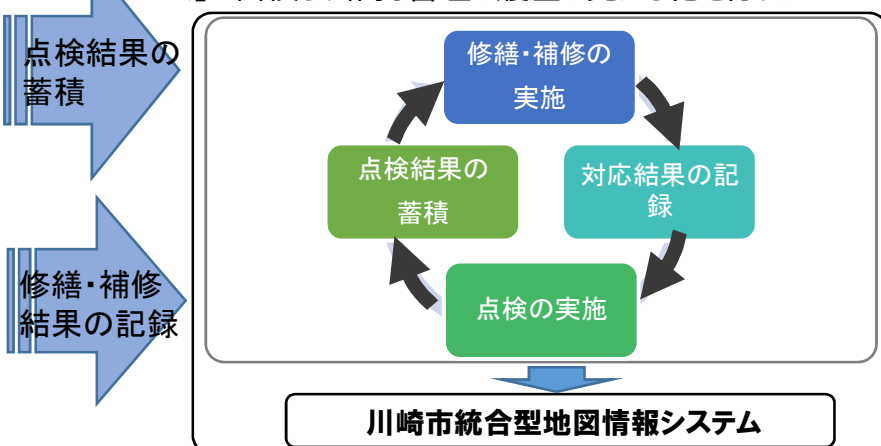


図6 点検履歴の蓄積

取組(2) 効率的・効果的な管理

施設ごとの管理手法を決定し、事業費の平準化を図る。また、必要な事業費については、交付金等を活用する。(遊具は優先的に更新を実施)

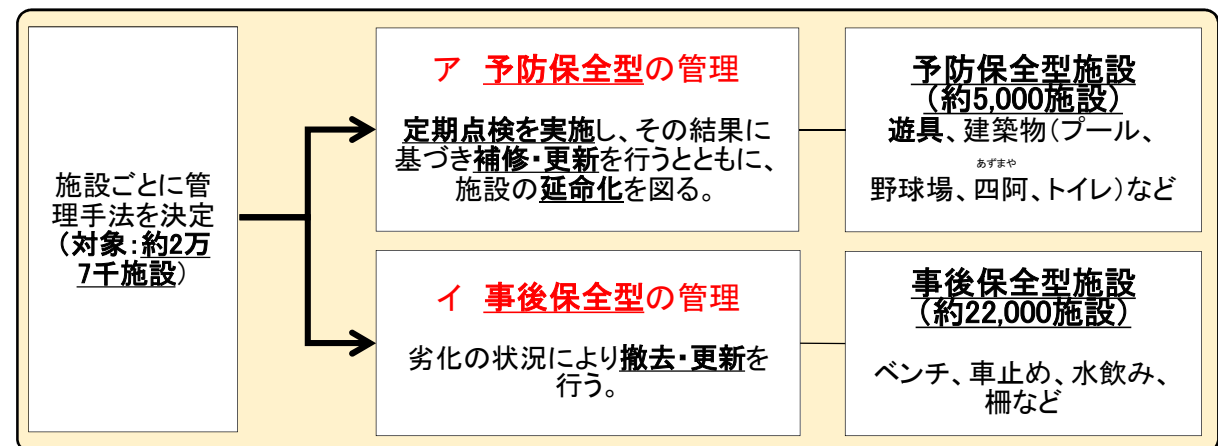


図7 管理手法の決定フロー(国の指針を参考)

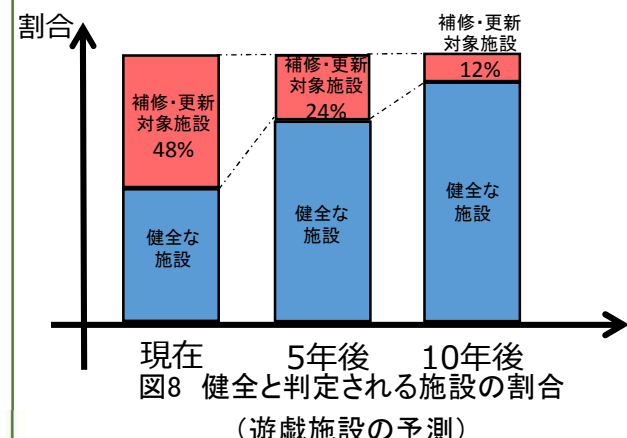
表4 公園施設の管理手法の分類

	遊戯施設	園路広場	修景施設	休養施設	運動施設	教養施設	便益施設	管理施設	その他
予防保全型管理	遊具	公園橋	噴水 日よけ棚 など	休憩所 あずまや 四阿 パーゴラ など	野球場、 陸上競技場 プール 観覧席 テニスコート など	ステージ 植物園 など	トイレ 駐車場 など	ナイター照明 門 柵 管理事務所 など	展望台
事後保全型管理		園路や広 場の舗装 縁石など	花壇 池 滝 つき山 彫刻など	ベンチ 野外卓 など	ゲートボ ール場など	記念碑な ど	水飲場、 時計台 など	公園灯 引込柱 擁壁など	

8 効果

①公園施設の安全・安心の実現

健全度調査の判定結果において、補修や更新の対象とされる施設の割合が改善する。



②ライフサイクルコスト縮減と事業費の平準化の実現

予防保全型管理の導入により、ライフサイクルコスト縮減と事業費の平準化を図る。

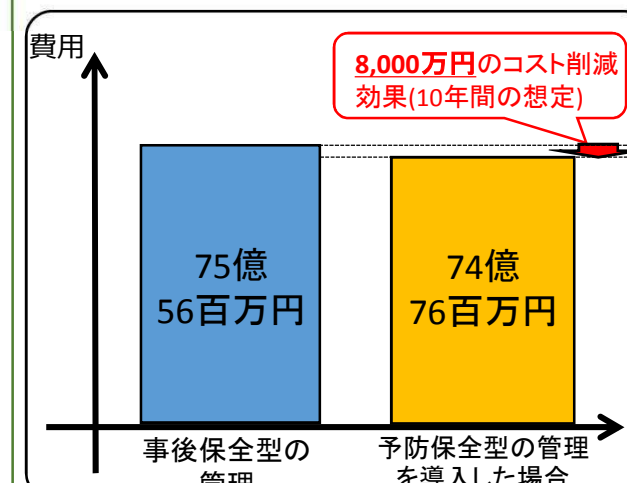


図9 10年間のライフサイクルコスト縮減額の想定

9 今後のスケジュール

事業実施に伴い、公園施設の更新を行う際には、対象となる公園のボランティアをはじめとする地域住民に説明を行う。また、施設の健全度調査の結果をふまえ、5年に1回程度の見直しを行う。

区分	取組	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度
計画	新たな総合計画	第1期実施計画									
	公園施設長寿命化計画	前期(5箇年)					後期(5箇年)				
点検	日常点検	●見直し									
	定期点検	●見直し									
	●遊具は2年に1回	1回目		2回目		3回目		4回目		5回目	
更新・補修	●建築物等は5年に1回		1回目					2回目			
	計画的な補修(点検結果を踏まえ実施)	→									
	計画的な更新(遊具のみ先行実施 H27~)	→									